

あかし保健所

多目的ホール貸館及び駐車場管理業務に係る 使用料の徴収及び収納事務の委託について

明石市では、地方自治法施行令第158条第1項の規定により、あかし保健所に係る公金の徴収及び収納事務を下記のとおり委託していますので、お知らせします。

1 委託している業務の内容

あかし保健所多目的ホール貸館及び駐車場管理業務に係る使用料の徴収及び収納代行業務

2 受託者の名称及び所在地

日本環境マネジメント株式会社

(あかし保健所維持管理等業務委託 受託業者)

埼玉県さいたま市浦和区仲町1丁目12番1号

3 委託期間

2019年4月1日～2022年3月31日

○地方自治法施行令

(歳入の徴収又は収納の委託)

第百五十八条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

一 使用料

【担当】 明石市福祉局あかし保健所保健総務課